

水道事業の財政支援の強化等を求める意見書

本市は、平成19年度以降簡易水道等施設の統合を積極的に推進し、当初66区域あった給水区域を40区域に統合した。平成30年度からは水道事業会計と簡易水道事業特別会計の統合を行い、公営企業会計として一本化して運営している。

また、国から統合簡易水道事業の推進に対する指導を賜り、緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）に加え、生活基盤近代化事業（基幹改良）による老朽管路の更新・耐震化事業に着手することができ、厚く御礼申し上げる。

しかし、平成16年の郡上郡7町村による合併で1,030km²という広大な面積を有することとなった本市は、管路延長約900kmを有し、地形的に厳しい典型的な中山間地域にあり、点在する多くの給水区域を抱え、効率的な施設管理や広域連携が困難な状況となっている。また、人口減少による料金収入の減少や既存施設の老朽化、水源の悪化等非常に厳しい経営環境となっている。

このように、本市は本来収支採算を目的としていない旧簡易水道が大半を占めるため、施設統合及び会計統合を行っても施設規模及び管路延長は何ら変わることなく、経営・財政基盤が脆弱な状況が続いている。

よって、国においては、水道事業の健全な経営と基盤強化、耐震化等を推進するため、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の生命を守るライフラインである水道施設の更新・維持・管理に要する経費への財政支援を強化すること。
- 2 水道施設の更新事業等の実施に係る現行の補助制度の採択基準が実態と乖離していることから、補助要件の緩和を行うこと。さらに、簡易水道事業と上水道事業を統合した市町村について、財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣